

市・道民税と所得税の申告はお早めに



可能な限り郵送での申告にご協力ください

郵送・問合先 市役所市民税課市民税係(〒085-8505 黒金町7-5 画31-4514)

会場の受付は混雑が予想されるため、市・道民税の申告については郵送での申告をお願いします
(記載方法等についてはお問い合わせください)。

2025(令和7)年度 市・道民税の申告受付について

申告が必要な方

2025(令和7)年1月1日現在、釧路市に住所があり、2024(令和6)年中に所得があった方のうち、次のいずれかに該当する方(税務署へ確定申告をされる方は、申告不要です)

- ①給与所得のみの方で、勤務先で年末調整をしていて、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方(提出の有無は勤務先に確認してください)
- ②給与所得以外の所得があった方
- ③医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金控除などを受ける方
- ④年金や給与の源泉徴収票等で扶養や各種控除に漏れがある方

*確定申告が不要な方(公的年金等の収入の合計金額が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下の方等)は、市・道民税申告をしなければ市・道民税が高く算定される場合があります。

*所得税が源泉徴収されている方(年金の源泉徴収票等の源泉徴収税額欄に数字のある方)は、確定申告をすれば所得税の還付を受けられる可能性があります。

*所得がない方でも、課税(所得)証明書の交付が必要な方は、申告が必要です。

*給与・年金所得のみの方に限り確定申告も受け付けます(申告期間のみの受け付けとし、確定申告につきましては郵送での受け付けはいたしません)。

申告に必要なもの

収入の支払金額の分かるもの(給与・年金の源泉徴収票、給与明細書など)、2024(令和6)年中に支払った各種保険料(生命、地震、国民健康、後期高齢者医療、介護、国民年金など)の領収書または証明書、障害者(療育)手帳、障害者控除対象者認定書、医療費控除の明細書。

*郵送で申告する場合は、申告書に必要事項を記入し、左下の書類の写しを同封してください。書類の返送を希望する方は、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

*医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の提示が必要です(医療費の領収書の提示は必要ありません)。また、「医療費のお知らせ」の医療費支払額を「医療費控除の明細書」に記載することができます。

*申告にはマイナンバーの記載が必要になります。本人確認のため番号確認書類(マイナンバーカードや通知カード等)と身元確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)の提示または写しを添付してください。郵送による提出の場合は、番号確認書類、身元確認書類の写しを添付してください。

申告受付日・会場

*受付時間は午前9時から午後4時30分まで。コア大空は午前9時30分から午後4時30分まで。

受付日	会場	所在地	電話番号
2月17日(月)	大楽毛生活館	大楽毛4-8-7	57-8467
2月18日(火)	コア大空	益浦1-20-20(東部地区コミュニティセンター)	91-0504
2月19日(水) 2月20日(木)	コア鳥取	鳥取北8-3-10(鳥取コミュニティセンター)	53-3199
2月21日(金)	桜ヶ岡中央会館	桜ヶ岡4-3-28	090-1308-3813
2月25日(火)	春採下町会館	武佐1-3-25	46-6497
2月26日(水) 2月27日(木)	コアかがやき	爱国191-5511 (中部地区コミュニティセンター)	39-5070
3月3日(月)~17日(月) (土・日曜日除く)	市役所防災庁舎1階多目的スペース	黒金町7-5	31-4514

*各支所での受け付けは行いませんのでご注意ください。

*申告の詳細については、阿寒地域にお住まいの方は阿寒町行政センター通信の折込チラシを、音別地域にお住まいの方は音別町行政センター通信をご覧ください。

軽自動車税の手続きはお済みですか?



問合先 市役所市民税課税務係(画31-4513)、阿寒町行政センター市民課市民サービス係(画66-2210)、音別町行政センター市民課市民サービス係(画01547-6-2231)

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます)の所有者に対して掛かる税金です。登録・名義変更の届け出は15日以内、廃車は30日以内となっています。届け出がなければ納税通知書が発送されますので、4月1日(火)までに届け出をお願いします。

納めていただく方

毎年4月1日(賦課期日)現在、市内で軽自動車等を所有している方。

*軽自動車税は、自動車税と異なり月割課税制度がないため、4月1日現在の所有者にのみ1年分の税金が課税されることとなります。

*4月2日以降に廃車などをした方も当該年度分の税金は課税されます。

*4月2日以降に軽自動車等を所有した場合には、当該年度分の税金は掛かりません。

手続きの届け出先

●原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車

市役所市民税課税務係(画31-4513)

阿寒町行政センター市民課市民サービス係(画66-2210)

音別町行政センター市民課市民サービス係(画01547-6-2231)

●3輪および軽自動車・専ら雪上を走行するもの・トレーラー

釧路軽自動車協会(鳥取大通6-1-1 画51-0745)

●2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)、2輪の小型自動車(250cc超)

釧路運輸支局(鳥取大通6-2-13 画050-5540-2005)

*音声ガイダンスに従って操作してください

継続検査(車検)時の納税証明書の提示が原則不要となります

2023(令和5)年1月から、軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)が導入され、継続検査を受ける車両(3輪および4輪の軽自動車等)の納税情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになりました。これにより、継続検査(車検)時の納税証明書の提示が原則不要となりました。また、2輪の小型自動車(排気量250cc超)についても、2025(令和7)年4月から同様に原則不要となります。

以下の場合は、今までどおり「納税証明書(継続検査用)」が必要です

1. 納付後、約2週間以内に検査を受ける場合
2. 対象車両に過去の軽自動車税に未納がある場合
3. その他、軽JNKSによる納付確認ができない場合
(中古車購入、減免申請、名義変更、ナンバー変更等を行った車両で、システム未反映のもの)

